

平成28年度 市奨学生募集



問い合わせ 総務学事課 ☎☎2185

返還方法

卒業後6カ月間据え置き、翌月から、10年以内に返還

申し込み

次の書類を作成の上、提出してください。

- ①奨学金貸付申請書
- ②卒業学校長の推薦調書
- ③世帯全員の住民票
- ④世帯員の所得を証明する書類

⑤世帯員に市税などの滞納がないことの証明

⑥合格通知書もしくは入学証明書
の写しまたは在学証明書

※ ①と②の用紙は総務学事課にて配布します。(市ホームページからダウンロード可)

採用の可否など

奨学金貸付審議会を経て、5月下旬に決定し、結果を文書で通知します。

なお、採用の場合は、家族以外の連帯保証人(扶養者と生計を別にして返済能力がある方)が必要となります。

貸付額

高等学校

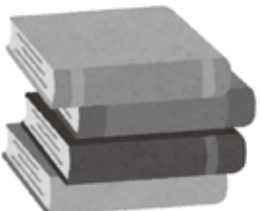
国公立 月額1万1千円以内
私立 月額2万2千円以内

高等専門学校

国公立 月額1万8千円以内
私立 月額2万8千円以内

大学(短大・大学院を含む)
および専修学校

国公立 月額2万8千円以内
私立 月額4万円以内



- 対象**
- 次の全てに該当する方
- ①扶養者が市内在住
 - ②学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、大学および専修学校(修業年限2年以上の専門課程)に在学または入学予定
 - ③学業成績が優良で、日頃の行いが良い
 - ④健康上修学に支障がない
 - ⑤経済的理由のため修学が困難と認められる
- ※ ③⑤については、基準を設けています。

就学援助制度があります

問い合わせ 総務学事課 ☎☎2185

経済的な理由で就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、学用品や給食などの費用を援助する制度があります。

対象

- 次の①～⑧のいずれかに該当する方
- ①生活保護が停止または廃止されている
 - ②市民税が非課税または減免、個人事業税の減免、固定資産税の減免を受けている(家

屋新築による減額ではありません)

③国民年金の掛金が免除されている

④国民健康保険料の減免または徴収猶予を受けている

⑤児童扶養手当が支給されている(児童手当ではありません)

⑥生活福祉資金の貸し付けを受けている

⑦雇用保険の失業給付を受けている

援助費項目

認定された場合、次の項目が援助費として支給されます。

学用品費など

学習に直接必要なもの

校外活動費

参加するために直接必要な見学料、交通費など

新入学学用品費など

新入学に要するもの

修学旅行費

修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費など

給食費

学校給食費

医療費

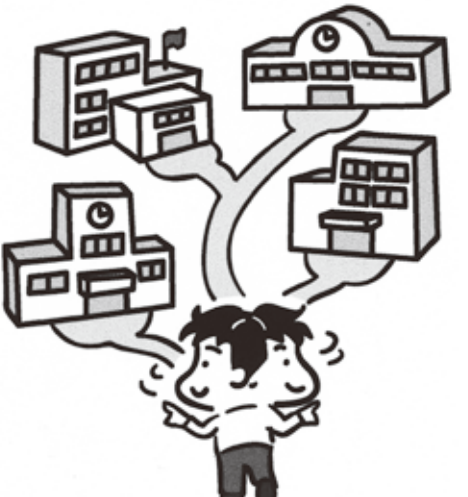
学校において治療の指示を受けた場合、その治療に要する医療費



詳しくは、総務学事課、または各小・中学校、お近くの民生・児童委員会にご相談ください。

学校選択の結果をお知らせします

問い合わせ 総務学事課 ☎☎2185



平成28年度に新入学する予定の子どもが入学したい学校を選べる「学校選択制度」。申込結果は次のとおりです。

小学校		中学校	
	1年		1年
玖波	6	玖波	2
小方	6	小方	10
大竹	5	大竹	2

指定校変更・区域外就学

学校選択の他に、保護者の申し出により、別の学校に就学できる制度があります。

○指定校変更

市内で、学校区外に住所を移した場合(【例】大竹小学校区の市新町地区から小方小学校区の下方地区へ)、転校する必要がありますが、学期途中であれば学期末まで、また最終学年(小6、中3)であれば卒業までなど、引き続き通学している学校に行くことができる制度です。

また、いじめなど、教育上の諸問題でお悩みの場合でも申請することができます。

○区域外就学

市外に住所を移した場合、転校する必要がありますが、学期途中であれば学期末まで、また最終学年(小6、中3)であれば卒業までなど、引き続き通学している学校に行くことができる制度です。

なお、いずれの制度も通学などは、保護者の責任でお願いします。

将来の大竹を支える世代を支援します

市奨学金返還免除制度

対象

奨学金の償還開始年度が平成18年～平成26年の方で、平成26年4月1日以前から大竹市に継続して居住(実際に生活)している方

返還免除期間

平成28年4月～平成29年3月分(期間中に転出した場合は転出した当月分まで)

申請期間

4月中必着(土・日曜日、祝日を除く)

申請方法

総務学事課に備え付け(市ホームページからダウンロード可)の「奨学金返還免除願」と「必要書類」を添えて総務学事課へ。

問い合わせ 総務学事課 ☎☎2185

必要書類

- ①本人の住民票
- ②「平成27年分源泉徴収票」または「平成27年分の確定申告書または市県民税の申告書の写し」
- ※ 「課税台帳記載事項証明書」では受け付けできません。
- ③世帯全員の市税などに滞納がないことの証明

免除の決定

奨学金貸付審議会を経て、5月下旬に決定し、文書で通知します。

※ 本人以外からの申請および郵送では受け付けできません。